

大谷口一丁目周辺地区 不燃化特区

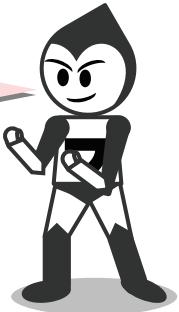
瓦版

平成27年3月

第7号

発 行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

建替えをお考えの方は、
ぜひ助成をご活用ください！

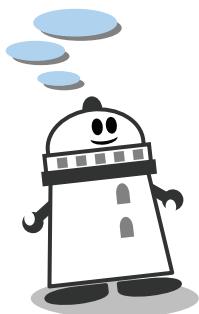


平成26年4月から、災害に強いまちづくりと住環境の向上を目指し「不燃化特区事業 助成金交付制度」がスタートしています。

以下の要件を全て満たす戸建て住宅や集合住宅などを、地震や火災に強い（準耐火建築物以上）住宅に建替える場合、以下の助成が受けられます。

この助成制度は、平成33年3月までの大谷口一丁目周辺地区限定のものです。この機会にぜひご活用ください。

まずは助成の要件を満たすか、ご確認ください！



■助成の対象となる建物 ※①～④を全て満たす建物

- ①主要構造部が木造
- ②戸建てやアパートなどの住宅
- ③耐火建築物、準耐火建築物、簡易耐火建築物 以外
- ④耐用年限（木造モルタル：20年、木造：22年）の2/3を経過したもの

■助成の交付を受けられる方

※助成の対象となる建物やその土地の所有者、または申請手続きについて所有者の委任もしくは承諾をうけた2親等以内の親族で、以下の全てに該当する方

- ・区内在住であること
- ・団体または法人でないこと
- ・特別区民税および軽自動車税等を滞納していないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律でいう、暴力団員ではないこと

※助成を受けるためには、上記以外にも要件があります。

詳しくは、裏面に記載の「このニュースに関するお問い合わせ先」までご連絡ください。

要件を満たすと以下の助成を受けられます！

除却費用

:最高100万円

設計および工事管理費用

:最高100万円

さらに

木造住宅耐震化助成制度を受けた場合

建替え工事費用 :最高100万円

※対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

戸別訪問による事業のご案内を 実施しています

「不燃化特区事業 助成金交付制度」の開始以降、板橋区の係員が地区内の助成対象の建物をお持ちの方を順番に訪問し、助成制度のご案内や建替えに関する問題点などを伺いました。

平成27年度も引き続き、戸別訪問を実施します。

なお、既に実施済みの街区につきましても、再度、説明をお聞きになりたい方は、お気軽にご連絡ください。



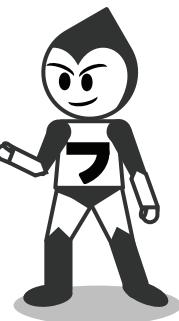
専門家派遣、ぜひご利用ください！ 無料です 「よろず相談会」も引き続き開催していきます！

「専門家派遣」はご存知ですか。

みなさんの建替えに関する疑問や問題点などに関して、建築士などの専門家を派遣し、直接ご相談いただける制度です。

また、建築士が同席し、助成制度や建替えなどに関する「よろず相談会」も平成26年度は4回開催いたしました。

平成27年度も、引き続き実施していくので、みなさんどうぞご利用ください。



不燃化特区瓦版7号に記載の助成制度や専門家派遣などについては、
「このニュースに関するお問い合わせ先」まで、お気軽にご連絡ください。

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目66番1号
電話：03-3579-2572 FAX：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp

